

○公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、岩村田本町商店街振興組合ほか30団体について監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成15年3月27日

長野県監査委員

島	田	基	正
柳	沢	政	安
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助等を行った団体について、平成13年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、次の基準により31団体を選定し、平成15年1月23日から平成15年2月25日までの間に実施しました。

- (1) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (2) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出えんを受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証(借入金の元金又は利子の支払の保証)を受けている団体
- (4) 県から1,000万円以上の委託金を受けて公の施設を管理している団体

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により15団体については実地監査を、16団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、監査対象団体に出向き、提出された監査資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明聴取等を行いました。
- (2) 書面監査は、事務局職員の事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づいて行いました。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めました。

4 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは、次のとおりです。

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項		検討事項	計
		団体指導	所管課指導		
収入事務		2			2
契約事務		6			6
支出事務		8			8
補助金事務			5		5
財産管理事務		1			1
その他	2	5	1	1	9
計	2	22	6	1	31

(1) 指摘事項

監査の結果、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、次のとおりであり、監査対象団体に対し、文書により改善を指示するとともに、監査対象団体の県の所管課に対して措置状況の回答を求めました。

その他

- ・ 備品の減価償却が団体の会計処理規程どおり行われていないもの（1件）
- ・ 勘定科目ごとの予算超過額について、団体の会計処理規程に定める会計処理が行われていないもの（1件）

(2) 指導事項

ア 団体指導

監査の結果、指摘には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項は次のとおりであり、監査対象団体に対し、文書により指導し、改善を促しました。

(ア) 収入事務

- ・ 預金利子の収入処理が適切でないもの（1件）
- ・ 決算書類に計上誤りがあるもの（1件）

(イ) 契約事務

- ・ 委託契約の内容に改善を要するもの（1件）
- ・ 一者との随意契約方法に改善を要するもの（1件）
- ・ 発注者の承諾を得ないまま委託業務が再委託されていたもの（1件）
- ・ 予定価格が設定されていないもの（1件）
- ・ 業者等選定事務が適切でないもの（1件）
- ・ 団体の会計処理規程に定める入札事務が適切に行われていないもの（1件）

(ウ) 支出事務

- ・ 工事手続に改善を要するもの（1件）

- ・ 決算書類に誤りのあるもの(2件)
- ・ 支出額の証拠書類が充分でないもの(1件)
- ・ 特定目的預金を目的外に支出しているもの(1件)
- ・ 12年度事業費を13年度予算で処理しているもの(1件)
- ・ 実績報告書の提出が遅いもの(1件)
- ・ 支出科目に改善を要するもの(1件)

(エ) 財産管理事務

- ・ 財務内容の透明性を確保するため、固定資産評価方法として時価評価方式の採用について検討を求めたもの(1件)

(オ) その他

- ・ 経営検討委員会の委員構成に第三者の有識者を加えるよう検討を求めたもの(1件)
- ・ 団体の会計処理規程に改善を要するもの(3件)
- ・ 貸付金の活用が充分でないもの(1件)

イ 所管課指導

監査の結果、団体指導事項等について監査対象団体の県の所管課が留意又は改善を要するものとして指導した事項は次のとおりであり、所管課に対し、文書により指導し、改善を促しました。

(ア) 補助金事務

- ・ 工事手続に改善を要するものについて補助事業者の指導を求めたもの(1件)
- ・ 補助金額の確定に伴う現地調査に改善を要するもの(1件)
- ・ 委託契約の内容に改善を要するものについて補助事業者の指導を求めたもの(1件)
- ・ 補助事業の実績報告書の様式について検討を求めたもの(1件)
- ・ 団体の会計処理規程に定める入札事務が適切に行われていないものについて、補助事業者の指導を求めたもの(1件)

(イ) その他

- ・ 団体に対する貸付や損失補償契約締結時の審査に当たり、当該団体の会計処理規程に定める会計処理が行われていることの確認を求めたもの(1件)

(3) 検討事項

監査の結果、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりであり、監査対象団体の県の所管課に対し、文書で検討を求めました。

その他

- ・ 林業公社が行う造林事業に係る275億余円の長期借入金は、木材価格の先行

きと公社経営の現状から計画的返済は困難と思われる状況であることから、公社経営の健全化を図るための支援方策及び森林の公益的機能を果たす経済的価値を含めた公社のあり方の多角的検討を求め、又、県民が公社経営の現状と造林事業の重要性についての理解を深めるため積極的な情報公開を求めたもの
(1件)

5 監査年月日、監査対象団体、監査対象事項及び監査の結果

(1) 実地監査

監査年月日	監査対象団体	監査対象	監査事項	監査の結果
平成15年 1月23日	岩村本町商店街 振興組合	中心市街地等商店街刷新事業補助金 商店街環境整備事業補助金 中小企業高度化資金貸付金	154,612,000円 2,720,000円 81,822,000円	指導事項を除き、適正であると認められた。 なお、指導事項等について県の所管課に改善を求めた。
	社団法人長野県高 圧ガス保安公社	長野県ガス事業出資金	20,000,000円	適正であると認められた。
	株式会社飯田まち づくりカンパニー	商店街活性化支援事業補助金 中小企業高度化資金貸付金	750,000円 158,000,000円	適正であると認められた。
平成15年 1月24日	松本空港ターミナル株式会社	長野県地域総合整備資金貸付金(平成13年度未残高) 松本空港ターミナルビル出資金	115,360,000円 250,000,000円	適正であると認められた。
	社団法人長野県原 種センター	主要農作物等生産対策事業補助金 園芸特産振興事業補助金 長野県原種センター出資金	15,489,813円 2,780,000円 (基本財産) 405,000,000円 (施設整備) 288,823,000円	適正であると認められた。
	財団法人長野県長 寿社会開発センター	長野県長寿社会開発センター運営事業補助金 長野県長寿社会開発センター出えん金	84,408,000円 220,000,000円	指導事項を除き、適正であると認められた。
	財団法人長野県建 設技術センター	長野県建設技術センター出えん金	5,000,000円	適正であると認められた。

	<p>長野県土地改良事業団体連合会</p>	<p>土地改良施設維持管理適正化事業補助金 134,800,000円 土地改良負担金償還助成事業助成金 72,611,500円 土地改良総合整備事業(調査設計)補助金 58,500,000円 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業補助金 36,300,000円 土地改良事業推進対策事業補助金 16,100,000円 換地処分促進対策事業補助金 11,542,000円 土地改良総合整備事業(農村総合整備推進事業)補助金 5,200,000円 土地改良負担金償還平準化資金利子補給金 1,382,153円</p>	<p>指導事項を除き、適正であると認められた。 なお、指導事項等について県の所管課に改善を求めた。</p>
	<p>長野オリンピックムーブメント推進協会</p>	<p>長野オリンピックムーブメント推進協会補助金 411,500,000円</p>	<p>指導事項を除き、適正であると認められた。</p>
<p>平成15年 1月30日</p>	<p>財団法人長野県国際交流推進協会</p>	<p>長野県国際交流推進協会補助金 43,627,000円 海外移住事業補助金 3,892,000円 長野県国際交流推進協会出えん金 240,000,000円</p>	<p>次の指導事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指導事項) 備品の減価償却が団体の会計処理規程どおり行われていなかった。</p>
	<p>財団法人長野県生活衛生営業指導センター</p>	<p>生活衛生関係営業経営指導事業費補助金 24,346,913円 生活衛生関係営業振興事業補助金 6,000,000円 長野県生活衛生営業指導センター出資金 5,000,000円</p>	<p>適正であると認められた。</p>
	<p>財団法人長野県廃棄物処理事業団</p>	<p>長野県廃棄物処理事業団運営費補助金 117,032,635円 長野県廃棄物処理事業団運営資金貸付金 164,000,000円 廃棄物処理施設整備事業資金借入に係る損失補償(限度額) 1,139,000,000円 長野県廃棄物処理事業団出えん金 100,000,000円</p>	<p>指導事項を除き、適正であると認められた。</p>

長野県信用保証協会	信用保証料補給金 中小企業融資制度資金貸付のための原資貸付金	適正であると認められた。 890,703,595円 65,251,703,000円
社団法人長野県林業公社	森林造成事業補助金 長野県林業公社事業補助金 水土保全森林緊急間伐実施事業補助金 森林整備合理化計画推進事業補助金 野生鳥獣保護管理事業補助金 森林整備体制高度化事業補助金 長野県林業公社造林資金貸付金 (平成13年度未残高) 造林資金借入に係る損失補償 (平成13年度未借入金残高) 塩嶺鳥獣保護普及センター管理業務委託 長野県林業公社出資金	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 なお、指導事項等について県の所管課に改善及び検討を求めた。 (指摘事項) 勘定科目ごとの予算超過額について、団体の会計処理規程に定める会計処理が行われていなかった。
長野県住宅供給公社	中堅層向けゆとり賃貸住宅利子補給金 中堅層向けゆとり賃貸住宅家賃減額補助金 都市再開発事業資金貸付事業貸付金 宅地開発事業資金貸付金 中所得者向け賃貸住宅建設資金貸付事業貸付金 勤労者分譲住宅建設資金融資事業貸付金 県営住宅管理委託 長野県住宅供給公社出資金	指導事項を除き、適正であると認められた。 34,624,322円 236,000円 3,339,000,000円 646,000,000円 165,686,000円 34,360,000円 860,686,918円 60,560,000円

(2) 書面監査

監査年月日	監査対象団体	監査対象	事項	監査の結果
平成15年 2月25日	社団法人長野県私立幼稚園協会	私立幼稚園教育活動事業補助金 私立幼稚園研修補助金 長野県私立幼稚園協会貸付金 長野県私立幼稚園協会出資金	5,100,000円 800,000円 90,000,000円 50,000,000円	適正であると認められた。
	社団法人長野県私立短期大学協会	長野県私立短期大学協会出資金	50,000,000円	適正であると認められた。
	社団法人長野県私立学振興協会	長野県私立学振興協会貸付金 長野県私立学振興協会出資金	280,940,000円 50,000,000円	適正であると認められた。
	株式会社長野協同データセンター	長野協同データセンター出資金	30,000,000円	適正であると認められた。
	社会福祉法人楓会	精神障害者社会復帰施設整備事業補助金 精神障害者社会復帰施設運営事業補助金	89,838,000円 19,464,296円	指導事項を除き、適正であると認められた。 なお、指導事項について県の所管課に改善を求めた。
	長野県中小企業団体中央会	中小企業連携組織対策事業費補助金	317,862,852円	適正であると認められた。
	財団法人木曾地域産業振興センター	生活産業創造力育成支援事業費補助金 中小企業高度化資金貸付金(平成13年度未残高) 木曾地域産業振興センター出えん金	4,300,000円 731,513,000円 10,000,000円	適正であると認められた。

財団法人飯伊地域 地場産業振興セン ター	生活産業創造力育成支援事業費補助金 飯伊地域地場産業振興センター出えん金	適正であると認められた。 2,100,000円 5,000,000円
長野県漁業信用基 金協会	長野県漁業信用基金協会出資金	適正であると認められた。 22,900,000円
長野県農業信用基 金協会	農業信用基金協会特別出資事業等補助金 中小企業融資制度資金債務保証料補給金 同和地域農地等取得資金融資利子(債務保証料)補給金 同和地域農業経営資金融資利子(債務保証料)補給金 中小企業振興資金等貸付金 農業経営改善促進資金貸付金	適正であると認められた。 16,620,000円 706,955円 383,203円 361,781円 247,981,000円 31,250,000円
社団法人長野県農 業担い手育成基金	新規就農総合対策事業補助金 就農支援資金貸付金(平成13年度末残高)	指導事項を除き、適正であると認 められた。 14,414,619円 108,000,000円
社団法人長野県果 実生産出荷安定基 金協会	果樹経営安定対策資金造成事業補助金 果樹計画生産出荷促進事業補助金	適正であると認められた。 208,000,000円 2,127,500円
財団法人長野県林 業用苗木安定基金 協会	長野県林業用苗木安定基金協会出えん金	適正であると認められた。 30,000,000円
財団法人長野県建 築住宅センター	長野県建築住宅センター運営事業補助金 住宅性能保証事業等補助金 住まいとまちづくり推進事業補助金 長野県建築住宅センター出資金	適正であると認められた。 32,129,411円 2,000,000円 1,000,000円 5,000,000円

	財団法人長野県学生寮	長野県学生寮建設資金貸付金(平成13年度末残高) 22,386,432円 長野県学生寮出資金 4,500,000円	適正であると認められた。
	財団法人長野県暴力追放県民センター	長野県暴力追放県民センター補助金 21,383,940円 長野県暴力追放県民センター出えん金 200,000,000円	指導事項を除き、適正であると認められた。

監査委員事務局

○公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成12年度包括外部監査に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成15年3月27日

長野県監査委員

島	田	基	正
柳	沢	政	安
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

14医県第153号

平成15年(2003年)3月7日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

平成12年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成13年3月21日付けで包括外部監査人小林邦一氏から提出のあった、平成12年度包括外部監査に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

県立病院の事業の管理及び財務事務の執行について

2 措置の内容
(1) 事業の管理について

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
ア 地域における県立病院の役割	家族への心理的サポートと子供の成長発達と いう基本的なサポートに取り組むとともに、院 内学級の充実や乳幼児に対応する保育士の配置 の検討が必要である。	保健婦やケースワーカー等で構成する総合母 子保健科(専任3人)を設置し対応している。 院内学級施設については平成13年度に拡充整備 するとともに、保育士についても平成13年度か ら新たに2人(各病棟1人)配置し対応してい る。
イ 経営分析か らみる各病院 の特徴	経営面で採算をとることは、困難であると考 えられるが、今後とも継続的な経営努力を重ね える。	年度当初に、病院全体やセクションごとの目 標を立て、経営検討委員会等で定期的に進捗管 理を行うこととし、改善した。
ウ 病院の経営 管理の仕組み	より一層の効率化を目指し、更なる病床利用 率の向上を図るべきである。	平均在院日数の短縮及び新たに発足した「病 床運営委員会」において病棟間の弾力的受け入 れを行うことにより、病床利用率の向上を図る よう改善した。
エ 病院の業務 の運営状況	医務課において月次の経営管理資料の作成マ ニュアルをつくり、共有化すべき標準的な経営 情報及びその活用の仕方を病院事業としてある 程度統一化すべきと考える。	月次の「計理状況報告」の活用が有効である ことから、県において早期に作成し、行政情報 システム(電子メール)で送付するとともに、 各病院においては、管理者会議及び経営改善委 員会等の院内会議へタイムリーに反映すること とした。
オ 子どもの心理的サポートと子供の成長発達と いう基本的なサポートに取り組むとともに、院 内学級の充実や乳幼児に対応する保育士の配置 の検討が必要である。	患者が子供であるため、本人の心理面や行動・ 学習面の発達と母親など家族に対する支援が不 可欠であり、また、薬剤師が製剤業務に集中で	本人や家族への支援については、総合母子保 健科(専任3人)で対応している。 また、薬剤業務の要員配置については平成13

年度に職員増を行い、改善した。

きる体制を作っていくための要員配置を検討すべきである。

(2) 財務事務の執行

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
ア 医事会計業務	(イ) 診療収益の処理	<p>診療報酬の請求事務について、委託先とは別の機関に業務内容の検証を委託することも改善につながる。</p>
(イ) 滞納未収金への対応	滞納整理については県の方針を明らかにするとともに、各病院においても地域や病院の特徴を加味した滞納整理方針を明らかにする必要がある。また、事務手続きはできるだけマニュアル化し、効果的かつ効率的な業務運営を行うことが求められる。未収金の督促手続きの徹底及び回収できない債権については、その事実が明らかになった段階で徴収停止や不納欠損の処理をすることが必要である。	<p>県立病院室において、統一的なマニュアル(未収金取扱要領)を作成済みであり、平成14年度において、各病院ごとのマニュアルを作成し、これにより、督促手続きや徴収停止の制度化など弾力的な運用を行うよう改善した。</p>
イ 固定資産の管理	(ア) 固定資産の実地棚卸及び資産計上基準	<p>固定資産の実地棚卸については、年1回~2回定期的に実施しており、改善済みである。</p>
ウ 消費税に係る計算等事務	(ア) 課税区分の判定	<p>課税区分の判定は、各病院独自に作成した課税区分判定のマニュアルに基づいて行われており、内容も古く一部誤りも見受けられたため、医務課が中心となり、課税区分の判定マニュアルを改定するとともに消費税に関する研修会等を開くことが望ましい。</p>
		<p>県立病院室で「課税区分判定マニュアル」を作成し運用を統一するとともに、研修会を実施し、改善済みである。</p>

(3) おわりに

事	項	監査結果(要旨)	措置の内容
ア		<p>経営改善のためには、病院職員に対する経営努力のためのインセンティブが重要である。成果の上で病院については一定のルールで病院裁量による医療機器購入等も認めらるべきではないか。</p>	<p>機器購入については、平成14年度当初予算以降、こども病院は従前からの購入計画により、また、他の4病院については医療収益の4%の枠内で予算付けできるとした。 なお、平成15年度当初予算においては厳しい財政事情を考慮し、2%の枠内等で予算措置した。</p>

監査委員事務局

○公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成13年度包括外部監査に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成15年3月27日

長野県監査委員

島	田	基	正
柳	沢	政	安
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

14土地第688号

平成15年(2003年)3月7日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

平成13年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成14年3月19日付けで包括外部監査人小林邦一氏から提出のあった、平成13年度包括外部監査に関する報告(及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
農業農村整備事業の財務事務の執行について

2 措置の内容

(1) 事業採択について

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
ア 経済効果算定を要しない事業に対する効率性検討の不足	土地改良法に基づかない事業や県単独事業については、事業採択の段階において経済効果算定を求められていないが、事業の合理性等を判定するためには、例えば農道整備であれば土木部の道路整備効果の算定方法を準用する等、何らかの方法で効果を測定し、事業採択プロセスを透明化する必要がある。	平成14年度以降新規地区については、全ての事業について費用対効果検証を行うこととした。
イ 投資規模が過小に評価された事業採択	<p>県単事業において、事業採択を早急に行うために、予算枠が限られていることから想定事業費を下回る事業費で採択し、後に事業費を増額した事例があった。</p> <p>全体の事業費が明らかにされずに採択が行われ、後年度負担額が公表されないという問題が発生する。</p> <p>事業を採択する際には、計画策定時に算出できる最終的な事業費を公表して、県民の評価に耐えうるような公正・透明な制度づくりが求められる。</p>	必要な事業費は、申請時から全て計上するとともに、平成14年度予算編成からは地区別に全体計画と当該年度要求内容の一覧表を県ホームページ上で公表している。
ウ 地域住民との事業計画についての対話説明不足	<p>一部の事業については、地域住民との事業計画についての対話等が不足しているものが見られた。</p> <p>特に大規模な計画では、当初から受益者だけでなく、地域住民との協議を重ね、多面的な利用を想定した計画を策定する必要があり、関係市町村全体に対する情報提供が必要である。</p>	<p>平成15年度新規地区については、農業農村整備事業改革ビジョンに基づき住民参加による計画策定を行うとともに、市町村等と連携し、関係者や市町村全住民への説明会等により計画内容の広報、周知を行った。</p> <p>継続地区においても、地域住民の理解と協力の下で事業を行うため、関係集落説明会などを開催し、工事実施に関する情報提供に努めている。</p>

(2) 経済効果について

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
ア 実行可能性の検討の不足	<p>現行の営農計画は、市町村振興計画等に基づき、市町村が作成しているが、地域の人的資源、営農技術上の制約及び作付作物等の実現可能性の検討が不十分と思われ、営農計画の作成段階において、計画の実行可能性の検証が十分になされなかった可能性がある。</p>	<p>営農計画は農家や生産組合の意向を踏まえて策定し、新たに導入される作物の営農技術の普及や労働力確保の観点についても、実現可能性を確認している。</p>
イ 効率性の観点の必要性	<p>限られた財源を有効に活用する観点から、計画変更で新たな地域を計画に取り込む場合には、追加事業自体が十分な経済効果を達成しなければならず、追加事業だけの経済効果を算出する必要がある。</p> <p>特に、追加する事業単独の経済効果が著しく低いために、当初実施された事業の経済効果が極端に引き下げられる場合には、その不効率な追加事業を変更計画から除外することも検討すべきである。</p>	<p>計画変更で新たな地域は原則取り込まないこととし、取り込む場合には、追加する地域単独で経済効果を算定することとした。</p> <p>なお、新規地区の計画策定にあたっては、地域住民の参加により意見集約を行い、必要な事業は、当初計画に盛り込むこととした。</p>
ウ 経済効果算定における地域差の是正	<p>土地改良事業のもつ農村の生活環境の改善、農村地域の活性化、国土の保全等に果たす役割は、農業者のみならず地域社会に極めて大きな利益をもたらすものとなっている。</p> <p>しかし、これらの効果を貨幣価値に換算する方法がないことや中山間地域のように営農条件が厳しく、大きな経済圏とのアクセスの悪い地域では経済効果が得られにくい状況にあることから、地域的不均衡を是正する新たな経済効果の算定方法が必要である。</p>	<p>経済効果の算定における多面的機能の評価手法の確立や地域的不均衡を是正する措置について、国に提案した。</p>
エ 不測事態の経済効果算定への影響	<p>埋文発掘調査費等は、事業の収益性や効率性と無関係に発生する費用であり、経済効果算定の対象事業費から控除すべきである。</p>	<p>農地の収益性に無関係な埋文調査費の取り扱いについて、効果算定方法の見直しを国に提案した。</p>

(3) 計画変更について

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
ア 事業実施後における多額な費用の発生	事業計画に係る予備調査は申請者である市町村等が実施しているが、事業採択の段階では予測できなかった事後的費用が多額に発生しており、県としても市町村が行う予備調査に対し財政支援を検討する必要がある。特に大規模事業については、入念な予備調査制度が導入されることを期待する。	事業着手後に事業費が増高する要因である地質条件等の調査については、市町村等と個別に協議するとともに、技術的な支援を行う。
イ 地すべり対策事業における課題	事業実施期間中、新たな地すべりの発生など予測不能の工事費が発生することが多いため、途中で計画変更はせずに事業期間の終盤で一括処理している。事業計画単位を、対策を要する個々の地すべりブロックごとにするなど最適な規模に絞り込み、計画変更や工事の長期化の発生原因を排除する必要がある。	地すべり防止指定区域のうち、特に活動が活発で危険性の高い地すべりブロックに限定した計画とし、おおむね5年を上限として完了させる。
ウ 地すべり対策事業における課題	自然災害である地すべりの特性を考慮し、地すべり対策事業の採択及び再開、関連事業の採択等が、より柔軟かつ迅速に対応できる事業制度の導入を国に働きかける必要がある。	県の裁量で地区割当を決定する統合補助金制度の導入を国に提案した。

(4) 入札契約について

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
ア 落札率についての課題	落札率については全ての地方事務所において95%以上という高い水準にとどまっており、落札率を低下させる策を講じコスト低減を図る必要がある。	「長野県公共事業入札等適正化委員会」の助言に基づき、全ての建設工事と建設工事に係る建設コンサルタント等の委託業務について、受注希望型競争入札(事後審査・郵送方式)を試行しており、落札率は低下している。
イ 指名競争入札制度の検討	入札結果の調査で、予定価格以下での入札業者が少ないこと、一位不動入札、同一事業における特定業者の連年落札などが散	「長野県公共事業入札等適正化委員会」の助言に基づき、全ての建設工事と建設工事に係る建設コンサルタント等の委託業

見された。

既に、県では参加希望型指名競争入札を試行しているが、その効果の発現状況を踏まえ、指名競争入札の抜本的な改革が必要である。

務について、受注希望型競争入札(事後審査・郵送方式)を試行しており、入札制度改革を進めている。

(5) 活性化、交流施設などについて

事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
<p>ア 建設目的に即した取組みが少ない施設の存在</p>	<p>施設の利用又は活動計画では農業経営及び農村生活の改善や都市住民との交流を推進するための多目的施設と位置付けられているが、計画は必ずしもそれまでの活動実績や地域住民の意向を十分に反映させた具体的な実施計画になっていないため、建設目的に即した取組みが現状においては少ない。</p> <p>計画づくりにおいて地域住民の意向を十分に反映させた企画の充実を図り、次に必要な施設が何であるかを見極め、十分な検討を行ったうえで建設するといった順序を進めるべきである。</p>	<p>継続地区において平成14年度以降に建設を予定している活性化施設について、既に策定されている施設計画を再度地域住民に示すとともに、施設の具体的な利活用方法及び運営組織の活動内容の確認を行い、地域住民の意向を十分に反映させた施設計画としている。</p>

(6) 個別事業について

事業名・地区名	事 項	監 査 結 果 (要 旨)	措 置 の 内 容
畑地帯総合整備事業 小諸御牧原地区	ア 入札	指名競争入札について、いわゆる「一位不 動入札」となっているものがあり不自然な結 果といえるので、競争原理を有効に機能させ るため、入札制度改革を含め検討すべきであ る。	平成15年2月から、全ての建設工事につい て、郵送方式による受注希望型競争入札を試 行しており、入札制度改革を進めている。
県営中山間総合整 備事業 観音峯地区	イ 入札	指名競争入札について、いわゆる「一位不 動入札」となっているものがあり不自然な結 果といえるので、競争原理を有効に機能させ るため、入札制度改革を含め検討すべきであ る。	平成15年2月から、全ての建設工事につい て、郵送方式による受注希望型競争入札を試 行しており、入札制度改革を進めている。
	ウ 入札	指名競争入札について、落札業者に偏りが あり不自然な結果といえるので、競争原理を 有効に機能させるため、入札制度改革を含め 検討すべきである。	平成15年2月から、全ての建設工事につい て、郵送方式による受注希望型競争入札を試 行しており、入札制度改革を進めている。
県営土地改良総合 整備事業 北大井地区	ア 経済効果	昭和63年の資料で平成10年の経済効果算定 を行うことは適切でない。特に、転作計画の 作成においては、最近の作付動向、受益者の 希望等を裏付ける根拠の資料を作成し、作付 の実行可能性の検討検証を行うべきである。	本地区は、全国屈指の高原野菜産地であり、 受益者は以前から、レタス等の栽培を強く希 望している。 計画面積に対する平成14年度の作付状況は、 キャベツが16ha→40ha、はくさいが20ha→ 56ha、レタスが30ha→98haと大幅に増加し ている。これに基づく投資効率は1.48と算定 され、十分に効果の発現がなされている。

イ	計画変更(計画変更公告手続の遅れ)	平成9年度の計画変更の公告手続きを平成13年に実施しており、時期が適切でない。補助事業の完了までには公告手続きを行うべきである。	継続中の地区については、手続きの実施予定時期を定めて、事務処理の適正化を図っている。
ウ	計画変更(事業期間の適正性について)	当初6年間の計画が11年間を要しており事業期間の設定が不適切である。事業期間、事業規模については、実現可能性を十分に検討し、適切な設定を行うべきである。	財政状況を踏まえ、継続地区に重点化し実施するとともに、新規地区は緊急性の高い地区に厳選し、適切な事業管理を行っている。
ア	計画変更	2度の計画変更による事業の長期化や集落排水施設の処理方法の検討が不十分である。団体営事業の性質上、短期間で事業遂行できるような県の指導性の発揮が求められる。	農林水産省は平成13年度、事業実施における「時間管理の徹底」を図るため、本事業の限度工期を6年と設定した。 これに対応して、県においても平成14年度における継続地区すべてについて、限度工期内に完了するよう事業進捗の前倒しを行った。
ア	入札	指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。	平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。
ア	経済効果	遺跡発掘調査等の臨時的出費によって、土地の収益性が何ら変化するものではないので、埋蔵文化財の発掘調査費を効果算定の対象額から除外するなど合理的な解決策が必要であり、効果算定手法の改善を国へ働きかけらるべきである。	農地の収益性に無関係な埋文調査費の取り扱いについて、効果算定方法の見直しを国に提案した。
農村総合整備事業 白田地区			
県営ほ場整備事業 東部中央地区			
県営ほ場整備事業 原村西部地区			

<p>担い手育成基盤整備事業 芹ヶ沢地区</p>	<p>ア 経済効果</p>	<p>遺跡発掘調査等の臨時的出費によって、土地の収益性が何ら変化しないものでは無いので、埋蔵文化財の発掘調査費を効果算定の対象額から除外するなど合理的な解決策が必要であり、効果算定手法の改善を国へ働きかけるべきである。</p>	<p>農地の収益性に無関係な埋文調査費の取り扱いについて、効果算定方法の見直しを国に提案した。</p>
<p>広域営農団地農道整備事業 八ヶ岳西麓地区</p>	<p>ア 経済効果</p>	<p>事業計画に係る予備調査は申請者である市町村等が実施しているが、県においても、財政支援を行うにつつ、予備調査の正確性を高めることを検討する必要がある。</p>	<p>事業着手後に事業費が増高する要因である地質条件等の調査については、市町村等と個別に協議するとともに、技術的な支援を行う。</p>
<p>農村活性化住環境整備事業 玉川地区</p>	<p>イ 入札</p>	<p>指名競争入札について、いわゆる「一位不動入札」となっているものがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>
<p>田園空間整備事業 諏訪南地区</p>	<p>ア 入札</p>	<p>地域づくりを進めるためには、地域が抱える課題を住民と共有することが重要であり、ハード事業の着手前からソフト事業を導入することが求められる。農政部では、「農業農村整備改革ビジョン」を策定し、事業採択前の地域診断を重要視しているが、このような取り組みを農村地域におけるあらゆる社会資</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p> <p>本地区では、実施予定路線ごとに意見交換会を開催するなど、実施段階で地域住民の意向集約や合意形成に努めている。 また、今後全ての新規地区において、農業農村整備改革ビジョンの趣旨を踏まえ、構想段階で住民の声を反映させるため、「地域診断」を実施することとしている。</p>

<p>農村活性化住環境整備事業 原村中部地区</p>	<p>ア 計画変更</p>	<p>本整備に適用することが望ましい。 砂防指定区域内の用排水路の工法を建設事務所と協議する中で、水路の事業費が大幅に増額された。事業の計画段階で、工法協議等、多面的な検討を行うことのできる仕組みを構築すべきである。</p>	<p>今後、新規地区の事業計画の策定に当たっては、実施時に大規模な変更が生じないよう関係機関との事前協議を十分に行っている。</p>
<p>県営中山間総合整備事業 南向地区</p>	<p>ア 経済効果</p>	<p>事業採択の資料は十分に吟味し、経済効果の算定などにおける単純な脱漏や計算ミスがないかを検証する必要がある。</p>	<p>従来の手法に加えて、チェックリストによる審査を行うとともに、事業審査会の充実を図った。</p>
<p>林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 葛島地区</p>	<p>ア その他</p>	<p>ほ場整備計画に合わせ農道のルート変更を行ったことにより事業費が増加した。隣接する地域において、同時期に計画が進行している複数の事業がある場合は、総合的な調整が必要である。</p>	<p>同時期に複数の事業が進行する場合には、最小の事業費で効果が発現できるよう事業計画の整合を図るとともに、農業農村整備事業改革ビジョンに基づき、地域住民の合意形成に基づいた総合的な事前調整を行う。</p>
<p>過疎代行農業集落排水事業 浪合地区</p>	<p>ア 工事・委託契約事務</p>	<p>処理施設の設計を長土連へ随意契約しているが、民間コンサルが参入できる機会を与えるべきである。</p>	<p>随意契約によることができ業務について適用範囲を見直し、民間コンサルの活用を前提とした発注とする。 なお、今後は県営による処理施設の設計業務を委託する予定はない。</p>
<p>県単ふるさと農道緊急整備事業 竜東中部地区</p>	<p>ア 事業申請・採択手続</p>	<p>県単事業において、想定事業費を下回る事業費で採択し、後に事業費を増額する方法は、全体の事業費が明らかにされずに採択が行われ、後年度負担額が公表されないことになる。正しい意思決定のためには、正確な情報提供が必要であり、事業規模は採択の重要な判断材料となる。</p>	<p>必要な事業費は、申請時から全て計上するとともに、平成14年度予算予算編成からは、地区別に全体計画と当該年度要求内容の一覧表を県ホームページ上で公表している。</p>

県営中山間総合整備事業 阿南秦阜地区	ア	入札	指名競争入札について、いわゆる「一位不動入札」となっているものがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。	平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。
	イ	入札	指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。	平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。
担い手育成基盤整備事業 西野地区	ア	工事・委託契約事務	随意契約の理由として「公法人であること」を理由とする場合は、業務の特殊性や経験・能力等を勘案したうえで、適用条文を判断すべきである。	「公法人である」ことだけを随意契約の理由とすることなく、業務毎に特殊性や経験・能力を勘案したうえで業者選定を行っている。
	イ	入札	指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。	平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。
県単ふるさと農道緊急整備事業 山口北部地区	ア	事業申請・採択手続	県単事業であっても、何らかの効果を算定し、投資意思決定の情報として事業採択の判断材料とすることに意味がある。	県単事業については、ふるさと農道の新規採択は行わない。(財政改革推進プログラム) 県単農道整備事業の新規採択に当たっては、これまででの農道事業の評価手法に加え、道路事業の評価手法により投資効率を算定する。
	イ	入札	指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。	平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。

<p>農村総合整備事業 日義地区</p>	<p>ア 計画変更</p>	<p>計画変更により整備することとした農道は、果樹園で行き止まりとなり、経済効果が小さい。</p>	<p>当該農道の投資効率は1.50であり、農業効果は十分である。 生活道路としての機能については、農道終点の村道接続など地域道路網整備計画の見直しにより改善を図る。</p>
<p>畑地帯総合整備事業 朝日地区</p>	<p>ア その他</p>	<p>作成された文書の中に事業が継続されているにもかかわらず廃棄されているものがある。事業の事後評価を行うままでは文書を保存すべきである。</p>	<p>文書保存区分を「10年」とし、さらに「事後評価を行うまま保存期間を延長する。」こととした。</p>
<p>県営水環境整備事業 矢原地区</p>	<p>ア 入札</p>	<p>指名競争入札について、いわゆる「一位不動入札」となっているものがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>
<p>県営ほ場整備事業 神林西部地区</p>	<p>ア 事業申請・採択手続</p>	<p>土地改良法の手続で、公告前に知事への事業施工申請が行われたが、すべての不備が是正された後に申請書類を受理すべきである。</p>	<p>今後、申請書類の内容を精査し、是正後に受理することとしている。</p>
<p>基盤整備促進事業 塩島地区</p>	<p>ア 経済効果</p>	<p>地元負担のない団体営事業については、経済効果の指標として投資効率を採用すること周知徹底させる必要がある。</p>	<p>平成15年度新規採択要望地区における経済効果の取り扱いについて、地元負担のない団体営事業は、従来どおり経済効果の指標として投資効率を採用する旨を周知・徹底した。 (平成14年8月30日通知)</p>
<p>県営ふるさと水と土ふれあい事業 落倉地区</p>	<p>ア 工事・委託契約事務</p>	<p>契約の財務事務手続において、指名競争入札を行う場合の条文の適用に当たって、不明確な取り扱いがあった。正確な事務処理の遂行と慎重な審査を行うべきである。</p>	<p>入札方法など契約に係る項目の事務処理については、地区担当者や事務担当者の2者による確認を行い、決裁に於いてもチェックリストによる審査を行うこととした。</p>

<p>県営かんがい排水事業 河東地区</p>	<p>ア 入札</p>	<p>指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>
<p>県営農林地一体開発整備事業 三水地区</p>	<p>ア 計画変更</p>	<p>計画変更に該当した場合には、すみやかに土地改良法に基づく計画変更手続を実施する必要がある。</p>	<p>平成15年1月15日、土地改良法に基づく変更事業計画が確定した。</p>
<p>県営中山間総合整備事業 新町大岡地区</p>	<p>イ 入札</p>	<p>指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>
<p>県営中山間総合整備事業 新町大岡地区</p>	<p>ア 入札</p>	<p>指名競争入札について、いわゆる「一位不働入札」となっているものがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>
<p>県営たため池等整備事業 横水地区</p>	<p>イ 日向中原線道路工事</p>	<p>国営直轄事業の地すべり対策工事で実施した排水路を道路拡幅工事に伴い再度手直しをした。同一地区内で行われる事業間の連携を充実させ、より効果的な整備が達成されるよう調整することが望ましい。</p>	<p>国営直轄事業の地すべり区域内における事業間の連携をより充実させ、実施計画策定時から詳細な施工協議を行い、効率的な整備が実施できよう積極的な調整を図っている。</p>
<p>県営たため池等整備事業 横水地区</p>	<p>ア 工事・委託契約事務</p>	<p>地元業者から大手建設会社への下請けは、通常想定される経済取引とは逆で、特異な例である。 入札参加の制限がなければ大手建設業者が、落札することも可能であり、現行の指名競争</p>	<p>「長野県公共事業入札等適正化委員会」の助言に基づき、全ての建設工事と建設工事に係る建設コンサルタント等の委託業務について、受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）を試行している。</p>

<p>畑地帯総合整備事業 上今井地区</p>	<p>ア 入札</p>	<p>入札制度の検討が必要である。 指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>
<p>担い手育成基盤整備事業 大塚沖地区</p>	<p>ア 経済効果</p>	<p>事業採択時に転換計画の妥当性の検討を行った証拠が残されていない。作物転換計画の策定にあたっては、妥当性を十分検討する必要があり、また、妥当性検討を行った根拠を明確にし、事業完了後にどの程度達成されたのかを評価する必要がある。</p>	<p>本地区の作物転換については、木島平村の「農業経営基盤強化促進に関する基本構想」に基づき、事業完了後の作付計画を立てている。 また、平成14年度における本地区の作物転換状況は、米58ha、酒米14ha、大豆12ha等となっており、これに基づき投資効率は1.12と算定され、十分な効果が得られている。</p>
<p>県営中山間総合整備事業 栄地区</p>	<p>イ 入札</p>	<p>指名競争入札について、いわゆる「一位不働入札」となっているものがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>
<p>ウ 入札</p>	<p>指名競争入札について、落札業者に偏りがあり不自然な結果といえるので、競争原理を有効に機能させるため、入札制度改革を含め検討すべきである。</p>	<p>平成15年2月から、全ての建設工事について、郵送方式による受注希望型競争入札を試行しており、入札制度改革を進めている。</p>	
<p>ア 計画変更</p>	<p>当初計画段階で必要性を検討できる内容についての計画変更は避けるべきである。 当初計画を検討、審査する段階で十分に考慮する必要がある。</p>	<p>今後は、当初計画の検討において、農業農村整備改革ビジョンに基づき、地域の特性を把握するとともに、住民との意見交換を行い、地域の特殊性や住民の意向を反映させた計画</p>	

<p>農村総合整備事業 西部地区</p>	<p>ア 活性化施設等</p>	<p>都市との交流といったコミュニティセンターの利用目的が達成されていない。</p>	<p>を策定することとする。 「あつたかの郷づくり推進協議会」を中心に利用計画を再検討し、グリーンツーリズムプランへのメニュー追加により利用者数が増加し、平成14年度においては計画時点の目標値を上回る見込みである。</p>
--------------------------	-----------------	--	---

監査委員事務局